

セミナー開催のお知らせ

中小企業経営者の皆さま必見!! 先着30名様限定
企業法務に強い弁護士が解説する対策セミナーを開催します。

参加費無料!!



求められる労働時間管理・年次有給管理などについて解説。ぜひお問い合わせの上ご参加ください。

中小企業経営者が取るべき対策とは? 日々の労働時間管理や残業時間管理のポイントを知りたい方は必見!!

2019年4月施行!! 働き方改革関連法 徹底解説セミナー

鹿児島 5月16日(木) 16:00~18:00
TKPガーデンシティ鹿児島中央

熊本 6月6日(木) 16:00~18:00
TKPガーデンシティ熊本

参加費 無料 講師 大武 英司(当事務所企業法務部弁護士) 定員 各会場先着 30名様限定
お申込・お問合せ TEL/099-822-0764(担当:大里・山田) WEB/ 右上のQRコードから

GW期間中の営業日のご案内

GW期間中は暦通り、土・日・祝祭日の、4月27日(土)~5月6日(月)を休業日とさせていただきます。どうぞよろしくお申し込み申し上げます。



顧問チャット活用事例

気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」でいただいた興味深い内容をご紹介します。

vol. 03



S社様

本日は弊社社員への対応についてご相談いたします。

態度が大変粗暴なうえ、事務所内でお客様の悪口を言う、社員に対しても大声で罵倒するなどの言動があります。他の社員が恐怖を覚えており、管理者が注意しても変わらない状況です。このような社員に対して会社側の取るべき対応についてお教えてください。

会社として、従業員に対して取るべき対応は以下のとおりです。

1 貴社の就業規則の懲戒処分の規定に従い、軽い処分から重い処分へと段階的に処分を重ねていくことが必要となります。
会社からの正式な処分によって本人の反省と改善を促すだけでなく、将来的に解雇せざるを得ないというときにも以上のようなプロセスを踏んでいるかが重要な意味を持ってきます。

2 具体的な流れとして、

①本人に対して、具体的な問題行動とそれに該当する就業規則上の懲戒事由を指摘した上で、注意指導を行い、本人に始末書を提出させてください(懲戒処分としての誹責処分)。

②それでも改善しない場合、懲戒処分としての減給、出勤停止処分を行うなど段階的に処分を重くしていく。
その際に、就業規則上の懲戒事由及びそれに該当する事実を書面で提示することも必要です。

③②でも改善しない場合、降給、退職勧奨、最終的には懲戒解雇といった方法をとることになります。

回答した弁護士

企業法務部
弁護士 戸田 晃輔



問題社員・解雇に関する情報はこちら



今回は、問題社員への対応方法について、段階的な処置が必要であることをご回答させていただきました。顧問チャットは、ネット環境さえあれば、いつでも、どこでもやり取り可能なツールです。チャットワークの活用により、顧問弁護士をより身近に感じていただき、弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります

News Letter

vol. 64
2019.04

弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1-6階
Tel 099-822-0764

(東京事務所)
〒106-0031 港区西麻布3-2-43 3階
Tel 03-6432-9783

(福岡事務所)
〒812-0013 福岡市博多区博多駅前
1-11-15-204 Tel 092-409-8603

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2019.04 vol. 64

64

CONTENTS

- 企業法務コラム 働き方改革が始まりました ~年次有給休暇の指定義務化について~ 弁護士 戸田 晃輔
- 弁護士コラム 相続の考え方 弁護士 森田 博貴
- パラリーガルコラム アロマで邪気払い/住環境と観葉植物 パラリーガル 大里/久保山
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/GW期間中の営業日のご案内
- 顧問チャット活用事例 「問題のある社員に対して会社側の取るべき対応」 弁護士 戸田 晃輔

TOPICS 企業法務コラム

働き方改革が始まりました ~年次有給休暇の指定義務化について~

弁護士
戸田 晃輔



1. はじめに

2019年4月1日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下「働き方改革関連法」といいます。)により、労働基準法、労働安全衛生法などの関係法律が改正され、順次改正された法律が施行されています。そこで、本コラムでは、働き方改革の内、同年4月1日から施行され、すべての企業で問題となる年次有給休暇(以下「有給休暇」といいます。)取得の義務化について解説いたします。

2. 有給休暇に関する改正の内容について

労働者は、一定期間継続して勤務をすると、その期間に応じた日数の有給休暇を取得することができます。そして、有給休暇を取得するかは労働者の自由です。しかし、理由は様々あると思いますが、労働者の有給休暇の取得が進まないことから、使用者が時季指定をして有給休暇を労働者に取得させることが義務付けられました。

具体的には、使用者は、法定の有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、そのうち5日について、有給休暇発生日から1年以内に時季を指定して有給休暇を付与しなければなりません。使用者がこの義務に違反すると、30万円以下の罰金を科される場合があります。

3. 具体的運用について

まず、使用者の有給休暇の時季指定について就業規則に規定をしなければなりません。そのため、使用者としては、就業規則の改定が必要となります。また、実際に有給休暇の時季を指定するにあたっては、労働者に有給休暇を取得したい時季を聴き取ったうえで、できる限りその時季に有給休暇を取得させることとなります。

加えて、労働者ごとに有給休暇を与えた時季、日数及び基準日を記載する年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

なお、労働者が自ら有給休暇を取得した場合及び労使協定により有給休暇の計画的付与を行った場合には、その日数を使用者の付与義務の対象となる年5日から差し引くことができます。

4. おわりに

以上のように、有給休暇の取得一つとっても使用者として実務上対応しなければならないことが多くあります。その他にも、今回紹介した有給休暇に関する改正以外に、長時間労働の上限規制や労務時間の管理義務など重要な改正が存在します。そのため、法改正に関して正確な知識が必要となります。来月には、当事務所主催で働き方改革に関するセミナーも行いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

■ 弁護士コラム

相続の考え方

弁護士
森田 博貴



生を受けた人間全員にとって唯一公平に与えられているのは、「死」という概念だと思えます。人間の世界は、法という目に見えない「磁場」に縛られており、法律の定める条件に触れることで「権利」や「義務」といった目に見えない概念が変動しますが（通常「権利変動」と呼びます。）、人の「死」もまた、法が定める権利変動原因の



一つです。人は「死」によって、権利・義務の一切を失い、他方、その配偶者や子が、死者（相続される人という意味で「被相続人」と呼ばれます。）の権利・義務の一切をそのまま引き受けることになります（「そのまま」という点を指して、「包括承継」と呼ばれます。）。こうした「死」によって生じる権利変動を「相続」と呼びます。

相続は、人の「死」によって発生します。「相続人」という法が定める相続資格者が相続を原因として被相続人の財産（権利・義務）を取得するのですが、誰が相続人の地位に就けるかは、法が細かく規定を置いています（配偶者は常に相続人となりますが、①子・②直系尊属・③兄弟姉妹は、①～③の順で優劣が付けられており、劣後者は優先者不存在のときでなければ相続人となれません。）。また、相続人は必ずしも1人ではないため、人数と性質（配偶者なのか、子なのか、直系尊属なのか、兄弟姉妹なのか）によって遺産の取得割合（相続分）が変わります。

以上のとおり、人が亡くなった場合、その死者の遺産の分配を決めるため、まずは戸籍を集めて相続人が誰なの

かを確定し、その後に、各法定相続人の相続分を確認することとなります。次に、この法定相続人の中で死者（被相続人）の遺産をどうやって分割するかを話し合わなければなりません。これが「遺産分割協議」という手続です。遺産分割協議は、必ずしも裁判所等の機関を通じる必要はなく、私的に行えば有効となります。ただし、私的な話し合いでは話がまとまらず物事が決まらないこともよくあります。そうしたケースでは、家庭裁判所に対して遺産分割調停や遺産分割審判を申立て、問題解決のために裁判所の力を借りることができます。

遺産分割協議を経なければ、具体的にどの財産を誰が相続するかが確定しないため、預金を銀行から引き出すことや、法務局で不動産の移転登記を行うことができません。遺産分割協議を行わず、物事をほったらかしにしていると、預金が凍結されたままとなり、古い不動産登記が残ったままとなりますが、そうこうしているうちに、相続人が一人また一人と亡くなり、相続の連鎖によって関係者が複雑多数化し、問題の解決が困難となりがちです。

ある程度の財産をお持ちの方がお亡くなりになった際は、放置せずに速やかに必要な調査や分割協議を進める必要があるのです。



※画像は全てイメージです

■ パラリーガルコラム

アロマで邪気払い

パラリーガル 大里 陽子



企業法務部の大里でございます。私は日頃から平常心を保つために、日常生活にアロマ(香り)を取り入れるようにしております。アロマと聞くといい香りがして、気持ちをリフレッシュさせる、といったイメージかと思いますが、香りに纏わる話として、遥か大昔の古代の頃には死者を祀る際やイエス・キリストの生誕の際といった、神聖な儀式には必ず香りを捧げていたと言われています。アロマには心を安定させるだけでなく、香りそのものが浄化作用を高めるものもあります。そこで今回は、私が日頃、邪気払いするような感覚で使用しているルームスプレアの作り方を伝えたいと思います。ルームスプレーは部屋の空気や気持ちをリフレッシュする際に便利なおえ、とても簡単に作ることが出来ますのでお試しください。

ルームスプレー(邪気払い編)30ml容器分

(材料)

A.精製水…15ml B.無水エタノール…15ml
C.精油…ジュンパーベリー 3滴/フランキンセンス 3滴/ローズマリー 3滴 スプレー容器(瓶タイプ)

(作り方)

①スプレー容器にBとCを入れて軽く振って混ぜる。
②①にAを入れて蓋を開けてよく振って混ぜる。
※白濁や発熱する場合もございますが問題ございません。

(使い方)

*使う度に容器を振ってご使用ください。
*冷暗所で保管のうえ1ヶ月を目途に使い切ってください。
*布類にかける際はシミになる可能性もあるため、目立たない箇所に試してからご使用ください。

住環境と観葉植物

パラリーガル 久保山 千尋



企業法務部パラリーガルの久保山と申します。私は、進学以来の10回を超える引っ越しと、宿泊を伴う出張が多い仕事に就いていた時の経験から「住環境」を重視するようになりました。ソフト面での一例を挙げると、視界に入る物を少なくする・柔らかい照明にするということに加えて、大きめの観葉植物を置いています。とても育てやすい木なのですが、設置してからしばらくの間、枯れているわけではないものの気付いたら葉

が1枚落ちて…という日が続きました。この現象、実は植物が新しい環境に適応しようと古い葉を落として頑張っているところなのだそう。今では葉が落ちることはなくなり、驚くほどのスピードで成長するようになりました。空間に植物があるときの空気感は、やはりとても良いものですね。心身をしっかりリセット出来るような住環境にすることは大事なことだと改めて思うと同時に、植物の適応能力の凄さを目の当たりにした出来事でした。